

大分大学理工学部直轄研究スペース運用規程

令和 7 年 4 月 1 日 制定

令和 7 年理工学部規程第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人大分大学の施設の有効利用に関する規程（平成 20 年規程第 6 号）第 2 条第 2 項の規定により、施設の有効活用を促進し、もって理工学部（以下「本学部」という。）の研究活動の活性化に資するため、学部長が直轄管理する研究スペース（以下「直轄スペース」という。）の運用に関し必要な事項を定める。

(直轄スペースの確保)

第 2 条 学部長は、職員が利用中の研究室、実験室等について、適宜、本学部内のプログラム、技術部及び事務部を対象に実地調査及びヒアリングを行い、利用状況を検証し、直轄スペースの確保に努める。

(申請者の資格)

第 3 条 直轄スペースの利用を申請できる者は、直轄スペースを研究活動に利用しようとする者のうち次の各号に掲げるものとする。

- (1) 法人の職員
- (2) 本学が実施する受託研究、受託事業、共同研究、共同事業、寄附講座及び寄附研究部門（以下「受託研究等」という。）において、国、地方公共団体、独立行政法人、会社その他の団体から派遣された教員及び研究員並びに技術者
- (3) その他学部長が適当と認める者

(利用期間)

第 4 条 新規で直轄スペースを利用する場合（以下「新規利用」という。）の利用期間は、直轄スペースの利用を開始しようとする日から当該年度の 3 月 31 日までとする。

- 2 2 年目以降の利用を継続する場合（以下「継続利用」という。）の利用期間は、当該年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までの 12 か月とする。
- 3 継続利用の利用期間の終期は、新規利用の開始から 5 年目の 3 月 31 日までとする。ただし、学部長が認める場合は、この限りでない。

(利用の申請)

第 5 条 直轄スペースを利用しようとする研究活動の責任者（以下「申請者」という。）は、別に定める利用許可申請書（以下「利用許可申請書」という。）を新規利用にあつては利用開始日の 2 か月前までに、継続利用にあつては利用期間終了日の 1 か月前までに学部長に提出しなければならない。

- 2 申請者が実験設備等を設置する場合は、申請時に届け出るものとする。

(利用許可)

第6条 学部長は、新規利用の利用許可申請書が提出されたときは、大分大学理工学部企画運営会議（以下「企画運営会議」という。）の議を経て、利用許可の可否を決定する。

2 前項の場合において、同一の直轄スペースに対して複数の新規申請があった場合における優先順位は、第3条第1号から第3号までの順序によるものとする。

3 学部長は、継続利用の利用許可申請書が提出されたときは、利用許可の可否を決定し、企画運営会議に報告するものとする。

4 学部長は、直轄スペースの利用を許可するときは、別に定める利用許可書を利用開始希望日の1週間前までに申請者に交付する。

5 学部長は、利用を許可しないときは、その理由を付して利用開始希望日の1週間前までに申請者に通知するものとする。

(実験設備等及び電気設備等)

第7条 実験設備等稼働のため、新たに電気設備、ガス設備、水道設備、通信設備、計量器（以下「電気設備等」という。）が必要な場合は、直轄スペースの利用を許可された研究活動の責任者（以下「利用責任者」という。）が設置する。

2 実験設備等及び電気設備等にかかる経費は、利用責任者が負担する。

(利用状況の変更)

第8条 利用責任者は、利用にあたり利用許可申請書の内容に変更が見込まれるときは、改めて利用許可申請書を学部長に提出し、許可を受けなければならない。

(許可の取消し)

第9条 学部長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の許可を取り消すことができる。

(1) 直轄スペースの有効活用が図られていないと判断される場合

(2) 利用許可申請書の利用計画と異なる利用を行っている場合

(3) 直轄スペースを利用する者（以下「利用者」という。）がこの規程に反する利用をしている場合

(4) 直轄スペースにおける事業運営により、本学部の研究活動に支障をきたすおそれがある場合

2 利用責任者は、許可が取り消されたときは、直ちに原状回復及び清掃（以下「原状回復等」という。）を行い、直轄スペースを明け渡さなければならない。

(立入り)

第10条 学部長は、直轄スペースの管理上必要と認めるとき、又は緊急の必要があると認めるときは、直轄スペースに立ち入り、必要な措置を講ずるものとし、利用者はこれに協力する。

(施設の保全義務)

第11条 利用者は、直轄スペースの利用に当たり、施設を善良なる管理者の注意をもって利用しなければならない。

2 利用者は、学部長から許可を得た場合を除き、直轄スペースの模様替え、鍵の取替えを含む改造その他原状を変更する行為をしてはならない。

(安全衛生管理)

第12条 利用責任者は、直轄スペースの利用に当たり、安全及び衛生のために必要な措置を講じなければならない。

(立ち入りの禁止)

第13条 利用者は、学部長から許可を得た場合を除き、直轄スペース以外の施設に立ち入ってはならない。

(撮影及び配信の禁止)

第14条 利用者は、学部長から許可を得た場合を除き、直轄スペース以外の施設の撮影及び配信を行ってはならない。

(持ち出しの禁止)

第15条 利用者は、施設の物品、実験データ（利用者の実験データを除く。）等を持ち出してはならない。

(年間利用料等)

第16条 利用責任者は、直轄スペースの利用に係る年間利用料及び水道光熱費相当額（以下「年間利用料等」という。）を別表のとおり負担するものとする。ただし、学部長が受託研究、受託事業、共同事業及び共同研究のうち国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等との間で実施する事業において、年間利用料を徴することが適当でないと認める場合は、当該年間利用料を免除する。

(年間利用料等の支払い手続)

第17条 年間利用料等の支払い手続は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 第3条第1号に該当する者の年間利用料は、受益者負担による学内予算の振替手続により行うものとする。

(2) 第3条第2号及び第3号に該当する者のうち、年間利用料を受託研究等の研究資金により負担する場合は、受益者負担による学内予算の振替手続により行うものとする。

(3) 第3条第2号及び第3号に該当する者のうち、前号によらない場合は、年間利用料等は前納とし、所定の支払請求書により指定の期日までに納付するものとする。

2 既納した年間利用料等は、返還しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める額を返還する。

(1) 本学部の都合により直轄スペースの利用を終了させたとき 翌月以降の年間利用料等

(2) 天災その他やむを得ないと認めたとき 相当と認める期間の年間利用料等

(利用の報告)

第18条 学部長は、利用責任者に対し、直轄スペースの利用に係る成果について、報告を求めることができる。

2 前項の場合において、利用責任者は、学部長に対し、直轄スペースを使用して行った研究等に係る論文等の写し又は電子ファイルを学部長に提出しなければならない。

(利用の終了及び明渡し)

第19条 利用責任者は、直轄スペースの利用を終了するときは、利用終了日の1か月前までに別に定める利用終了・明渡し届を学部長に提出し、利用終了日の1週間前までに原状回復等を行わなければならない。この場合において、原状回復等に係る経費は、利用責任者の負担とする。

2 利用責任者は、利用終了に際しては、利用期限までに、事務長及び理工学部事務部総務係立会いの下、現地確認を行った上で直轄スペースを明け渡さなければならない。

3 利用責任者は、明渡し後に直轄スペースの鍵を全て返却しなければならない。

4 学部長は、利用責任者が利用期限までに直轄スペースを明け渡さない場合は、直轄スペースの物品等を処分することができる。この場合において、物品等の処分にかかる経費は、利用責任者の負担とする。

(原状回復等の範囲)

第20条 直轄スペースの利用終了又は許可の取消しを受けた場合の原状回復等の範囲は、通常損耗又は経年劣化によるものを除き、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 日常の不適切な利用及び管理により施設を毀損した場合の修繕

(2) 直轄スペースの用法に反した利用により施設を毀損した場合の修繕

(3) 破損、紛失による鍵の取替え

(4) 清掃業者による床清掃（ワックスがけを含む）

(5) 実験設備等の撤去及び設置又は撤去により施設を毀損した場合の修繕

(6) 電気設備等の撤去及び設置又は撤去により施設を毀損した場合の修繕

(7) 不用物の搬出及び産業廃棄物処理

(損害賠償)

第21条 利用者は、故意又は過失により、施設を滅失又は毀損したときは、損害を賠償しなければならない。

(年間利用料の活用)

第22条 学部長は、徴収した年間利用料を理工学部の教育研究活動に充てるものとする。

(事務)

第 23 条 直轄スペースに関する事務は、理工学部事務部総務係において処理する。

(雑則)

第 24 条 この規程に定めるもののほか、直轄スペースの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 15 条関係）

年額利用料

利用責任者	利用内容	利 用 料
第 3 条第 1 号に該当する者	研究に関する活動のうち受託研究, 受託事業, 共同研究, 共同事業, 寄附講座, 寄附研究部門その他これらに準ずる事業	年額 3, 0 0 0 円/㎡ (非課税)
	上記以外の研究に関する活動	無償
第 3 条第 2 号及び第 3 号に該当する者	研究に関する活動	年額 5, 4 0 0 円/㎡ (課税)

注 1 利用期間が 1 年に満たない場合は, 月割り計算し, 利用期間が 1 か月を下回る月の日割り計算を行わないこととする。

注 2 年間利用料等の支払いを第 17 条第 1 項第 3 号による場合で, 水道光熱費を多量消費する実験設備等を設置する利用責任者は, 年間利用料に加えて計量又は合理的な計算に基づく水道光熱費相当額を負担するものとする。